刈谷市非木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、地震発生時における一般非木造住宅及び避難道路沿道非木造住宅（以下「非木造住宅」という。）の倒壊等による災害を防止するため、非木造住宅の耐震改修を実施するものに対し交付する刈谷市非木造住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和４４年規則第２９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）一般非木造住宅　次のいずれにも該当するものをいう。ただし、第３号に該当するものを除く。

ア　木造以外のもの

イ　戸建て、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の２分の１未満のものに限る。）を含む。）

ウ　昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの

エ　延べ床面積が１，０００平方メートル以上かつ地階を除く階数が３階以上のもの以外のもの

オ　現に居住の用に供しているもの

（２）避難道路　刈谷市地域防災計画の緊急輸送道路・主要避難道路網図において主要避難道路として位置付けられた道をいう。

（３）避難道路沿道非木造住宅　第１号アからウまで及びオに該当し、建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から避難道路の境界線までの水平距離に、当該避難道路の幅員が次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める距離を加えたものに相当する高さを超えるもの

ア　６メートル以上の場合　避難道路の幅員の２分の１に相当する距離

イ　６メートル未満の場合　避難道路の幅員から３メートルを除いた距離。ただし、算定値が負数となるときは０とする。

　（４）耐震診断　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士又は同条第３項に規定する二級建築士（建築士法第３条に規定する用途及び規模の建築物の耐震診断を行う場合は、一級建築士）が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号。以下「基本方針」という。）に基づき建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適正に評価することをいう。

　（５）耐震改修　耐震診断の結果、地震に対して安全な構造（基本方針に規定する安全な構造をいう。）でないと判断された非木造住宅について建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第１７条第３項の規定に基づき特定行政庁から建築物の耐震改修計画の認定（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項第４号に規定する建築物である場合は、一般財団法人愛知県建築住宅センター又はそれと同等の専門的機能を有する機関の評定）又は全体計画の認定（建築基準法第８６条の８に規定する認定）を受けた上で行う耐震改修工事をいう。

（６）施行者　市内に存する非木造住宅の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条若しくは第６５条に規定する団体又は第４７条第１項（第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合」という。）を含む。）その他市長が必要と認めるものをいう。

（７）代理受領　耐震改修を施工した業者（以下「施工業者」という。）が、第６条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）の同意に基づき、当該耐震改修に要した経費の額から当該決定を受けた補助金の額（第９条の規定による承認を受けた場合は、当該承認を受けた額）を控除した額を請求し、当該補助決定者に代わり補助金を受領することをいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となるものは、次のいずれにも該当する耐震改修を行う施行者とする。ただし、一般非木造住宅に係る耐震改修については、当該年度内に耐震改修が完了するものとし、補助金の交付は、同一の利用に供されている一団の土地につき１回を限度とする。

（１）市内に存する非木造住宅に係るもの

（２）区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの

（３）建物所有者と居住者等が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たもの

（４）刈谷市道路後退用地の寄附等に関する補助金交付要綱（平成１７年４月１日施行）に規定する後退用地に建築していないもの

（５）刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金交付要綱（平成２６年４月１日施行）に基づく補助金の交付を受けていないもの

（６）その他国が定める要綱等に適合するもの

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 耐震改修に要する経費 | 次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第２号の額を差し引いた額を補助金の額とする。ただし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。  （１）補助対象経費（非木造住宅の延べ床面積に１平方メートル当たり３３，５００円を乗じて得た額を超える場合は、当該額）の５分の４の額。ただし、一般非木造住宅にあっては５００万円を、避難道路沿道非木造住宅にあっては６００万円を限度とする。  （２）租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１９の２に規定する所得税の特別控除の額 |

　（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするものは、耐震改修に着手する前に、非木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）耐震診断の結果報告書の写し

（２）耐震改修の計画認定書、専門機関の評定通知書又は全体計画の認定書の写し

（３）耐震改修に要する経費の見積書（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

（４）補助の対象を明示した図面（案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図、関係図面等）

（５）施行者が管理組合である場合は、組合規約及び耐震改修の実施に係る議決書

（６）建物所有者と居住者等が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たことを証する書面

（７）建築年次を確認することができる家屋の物件証明書又はこれに類するもの

（８）現況写真

（９）その他市長が必要と認めるもの

　（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、非木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

　（着手の届出）

第７条　補助決定者は、耐震改修に着手するときは、非木造住宅耐震改修着手届（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）工事請負契約書の写し又はこれに類するもの

（２）工程表

（３）連絡者リスト（耐震診断業者、設計業者又は工事監理者、施工する業者及び管理組合（耐震改修に係る建築物に設置されている場合に限る。）の名称又は屋号、所在地、代表者の氏名及び連絡先を記したもの）

　（計画の変更）

第８条　補助決定者は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、非木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領方法のみを変更する場合は、当該書類の添付を要しない。

（１）変更後の耐震改修の計画認定書、専門機関の評定通知書又は全体計画の認定書の写し

（２）変更後の耐震改修に要する経費の見積書（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

（３）その他市長が必要と認めるもの

　（変更の承認）

第９条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、非木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書（様式第５号）により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

　（耐震改修の中止）

第１０条　補助決定者は、耐震改修を中止するときは、非木造住宅耐震改修中止届（様式第６号）を速やかに市長に提出しなければならない。

　（実績報告）

第１１条　補助決定者は、耐震改修が完了したときは、非木造住宅耐震改修実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

（１）施工状況が分かる写真

（２）変更後の工事請負契約書の写し又はそれに類するもの（変更があった場合に限る。）

（３）耐震改修に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

（４）所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けようとする場合は、住宅耐震改修証明申請書及び地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）附則第７条第６項の規定に基づく証明申請書

（５）その他市長が必要と認めるもの

２　補助決定者は、代理受領を選択する場合は、前項第３号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）非木造住宅耐震改修費等補助金代理請求及び代理受領同意書（様式第８号）

（２）耐震改修に要した経費の額から第６条の規定による決定（第９条の規定による承認を受けた場合は、当該承認）を受けた補助金の額（以下「補助決定額」という。）を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

（請求及び補助）

第１２条　市長は、前条第１項の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助決定者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、代理受領を認めた場合は、施工業者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

　　　附　則

　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年１１月２５日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。